大和市監査委員告示第１８号

地方自治法(昭和２２年法律第６７号)第１９９条第９項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和８年１０月２９日

大和市監査委員　中　村　正　樹

大和市監査委員　河 端 恵 美 子

１　監査等の種類　　地方自治法第１９９条第１項、第２項及び第４項の規定による監査

２　監 査 対 象　　教育部

３　監査対象期間　　令和７年１０月～令和８年９月

４　監 査 年 月 日　　令和８年１０月２９日

５　監 査 の 方 法　　この監査は、大和市監査基準に従い、教育部［教育総務課、保健給食課（北部・中部・南部学校給食共同調理場含む)、教育研究所、青少年相談室］において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

（１）予算執行に関する事務
（２）扶助費支給に関する事務
（３）人事給与に関する事務
（４）交際費経理に関する事務
（５）収入調定に関する事務
（６）行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
（７）補助金等交付に関する事務
（８）契約に関する事務
（９）財産管理に関する事務
(10) 物品出納保管に関する事務
(11) その他に関する事務

６　主 な 着 眼 点　　・予算執行が適正かつ効率的に行われているか

・収入調定の時期及び金額は適正か

・契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか

・補助金等の交付時期、金額、実績報告等は適正か

・事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか

・前回の監査における指導事項が改善されているか

7　監 査 結 果　　財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

（教育総務課）

予算執行に関する事務において、正当な理由がなく分割して発注しているものがあった。

（青少年相談室）

収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。